

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成28年11月11日京都市条例第15号)  
(都市計画局住宅室住宅管理課)

子育ての支援のために整備する市営住宅（以下「子育て支援住宅」といいます。）について、期間を定めて入居の承認をすることができることとする等の必要があるため、京都市市営住宅条例（以下「条例」といいます。）を一部改正することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 入居者資格について

条例第6条各号に掲げる要件を備え、かつ、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者がある者とします。

2 入居の承認について

市長は、期間を定めて入居承認をすることとします。当該入居承認は、当該期間の満了により効力を失い、かつ、更新がないものとします。

3 入居承認の期間について

入居の日から1の同居者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間とします。ただし、入居者が2の期間の満了前に当該住宅を明け渡す旨の申出をしたとき又は条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは条例第27条第2項の規定により高額所得者として認定されたときは、2の期間の満了前であっても子育て支援住宅を明け渡さなければならないものとします。

4 入居の特例について

市長は、入居者について次に掲げる事由のいずれかがある場合において、当該入居者から2の期間が満了する日までに子育て支援住宅に引き続き居住したい旨の申出があるときは、公募によらないで入居承認をすることができるものとします。

(1) 2の期間が満了する日の翌日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者がある者であること。

(2) 病気にかかっていること。

(3) 災害により著しい被害を受けたこと。

(4) その他特別の事情があること。

この条例は、平成28年12月1日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第15号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の2条を加える。

(子育て支援住宅への入居)

第8条の3 市長は、子育ての支援のために整備する市営住宅（以下「子育て支援住宅」という。）に入居しようとする者に対し、期間を定めて入居承認をすることができる。

2 子育て支援住宅に入居しようとする者（第5項において「入居予定者」という。）は、第6条各号に掲げる要件を備え、かつ、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者がある者でなければならない。

3 第1項の期間（以下「承認期間」という。）は、入居の日から前項の同居者（当該同居者が複数あるときは、これらの者のうち最も年齢の低い者）が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、次に掲げるときは、子育て支援住宅の入居者（この条及び次条において「入居者」という。）は、承認期間の満了前であっても子育て支援住宅を明け渡さなければならない。

(1) 入居者が承認期間の満了前に、当該子育て支援住宅を明け渡す旨の申出をしたとき。

(2) 入居者が第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 入居者が第27条第2項の規定により高額所得者として認定されたとき。

4 第1項の入居承認（以下「定期入居承認」という。）は、その更新がなく、承認期間の満了によりその効力を失う。

5 市長は、定期入居承認をしようとするときは、あらかじめ、入居予定者に対し、前2項に定める事項を記載した書面を交付し、当該書面の内容を説明しなければならない。この場合において、入居予定者は、当該説明を受けたときは、当該説明を受けたことを証する書面を市長に提出しなければならない。

6 市長は、定期入居承認をしたときは、当該定期入居承認に係る承認期間の満了の1年前から6月前までの間に当該承認期間の満了により当該定期入居承認の効力が失われる旨を入居者に通知しなければならない。

7 入居者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該承認期間が満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。

(子育て支援住宅への入居の特例)

第8条の4 市長は、入居者について次の各号のいずれかに該当する事由がある場合において、当該入居者から承認期間が満了する日までに子育て支援住宅に引き続き居住したい旨の申出があるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、公募によらないで入居承認をすることができる。

- (1) 承認期間が満了する日の翌日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者がある者であること。
- (2) 病気にかかっていること。
- (3) 災害により著しい被害を受けたこと。
- (4) その他特別の事情があること。

2 前項の規定による入居承認については、前条(第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「3月31日」とあるのは、「3月31日(入居者に次条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する事由がある場合にあっては、当該事由を勘案して市長が定める日)」と読み替えるものとする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、入居承認が定期入居承認である場合にあっては、前項の文書に次に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

- (1) 定期入居承認の更新がないこと。
- (2) 承認期間の満了により定期入居承認の効力が失われること。
- (3) 子育て支援住宅の入居者は、第26条第1項各号のいずれかに該当するとき又は第27条第2項の規定により高額所得者として認定されたときは、承認期間の満了前であっても子育て支援住宅を明け渡さなければならないこと。

第18条第1項中「第6号」の右に「及び第7号」を加え、「同号」を「同項第6号若しくは第7号」に改める。

第24条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第8条の3(第8条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定は、第1項の規定による承認を受けようとする子育て支援住宅に係る同居者について準用する。この場

合において、第8条の3第2項中「子育て支援住宅に入居しよう」とあるのは「第24条第1項の規定による承認を受けよう」と、同条第3項各号列記以外の部分中「子育て支援住宅の入居者」とあるのは「第24条第1項の規定による承認を受けた者」と、同条第4項中「第1項の入居承認」とあるのは「第24条第1項の規定による承認」と読み替えるものとする。

第26条第1項第6号中「期間」の右に「又は承認期間」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいないとき  
(子育て支援住宅の入居者に限る。)

第29条の2第1項中「第6号」の右に「及び第7号」を加え、「同号」を「同項第6号又は第7号」に改める。

第34条の3中「第26条第1項第7号」を「第26条第1項第8号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)